

## 富谷市認知症高齢者等 GPS 機器利用支援事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、認知症の高齢者等（以下「高齢者等」という。）が全地球測位システムを活用した無線発信機器及び付帯機器（以下「GPS 機器」という。）を利用するにあたり、予算の範囲内において補助金を交付することにより、高齢者等の安全の確保及び高齢者等を介護する家族又は成年後見人（以下「介護者等」という。）の負担軽減を図ることを目的とする。

2 補助金の交付については、補助金等交付規則（昭和61年3月13日規則第2号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (交付対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号のすべてに該当する高齢者等本人又はその介護者等とする。

(1) 富谷市に住所を有し、在宅で生活している者。

(2) 介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項に規定する要介護認定又は同条第2項に規定する要支援認定を受けている者。

(3) 富谷市市税条例（昭和29年条例第5号）第3条に規定する市税及び富谷市介護保険条例（平成12年条例第1号）第2条に規定する介護保険料に滞納がない者。

(4) 前号に定める課税及び滞納状況について、市が調査することに同意する者。

(5) 高齢者等の認知症及び介護の状況等に関する必要な情報について、本事業の実施に必要な範囲で、市が認める関係機関（警察、消防、地域包括支援センター、民生委員児童委員、医療機関、福祉用具貸与事業者等）と共有することに同意する者。

(6) その他市長が必要と認める者。

### (補助対象経費)

第3条 補助の対象となる経費は、交付対象者が認知症高齢者等 GPS 機器貸与事業者（以下「事業者」という。）から受ける GPS 機器の利用料のうち、屋外における位置情報取得に必要な通信費その他市長が必要と認める実費相当額とする。

2 介護保険制度における徘徊感知機器等の貸与に係る自己負担額は、補助対象としない。

### (補助金の交付方法)

第4条 補助金は、交付対象者の負担軽減を図るため、事業者に対して交付するものとする。

2 事業者は、前項の補助金を交付対象者の利用料から控除し、控除後の額を交付対象者に請求しなければならない。

3 補助金は、富谷市認知症高齢者等 GPS 機器利用支援事業に係る補助金代理受領制度取扱要領（以下「要領」という。）に基づき、事業者の請求により交付する。

4 事業者は、交付対象者の利用状況を確認したうえで、補助対象経費について、利用月の翌月10日までに、交付対象者を明記した請求書を市長に提出しなければならない。ただし、天災その他事業者の責によらないやむを得ない事情があると市長が認める場合は、この限りでない。

5 事業者は、交付対象者が介護保険制度により貸与を受けている徘徊感知機器等に付属するGPS機器の利用が、当該貸与期間外である場合には、市長に対して請求を行ってはならない。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、交付対象者1人につき、月額1,000円に消費税及び地方消費税相当額を加算した額を上限とする。

2 補助期間は、交付決定の日から第8条及び第9条の規定により補助の廃止又は中止するまでの期間とする。

(申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、富谷市認知症高齢者等GPS機器利用支援事業助成申請書(様式第1号)に、次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 介護保険制度における徘徊感知機器等の貸与契約書の写し及び居宅介護(予防)サービス計画書

(2) GPS機器の利用に係る契約内容が確認できる書類(利用規約等)の写し

(3) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 市長は、前条の申請書を受理したときは、速やかに内容を審査し、その可否を決定し、富谷市認知症高齢者等GPS機器利用支援事業助成決定・却下通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の交付決定を行ったときは、富谷市認知症高齢者等GPS機器利用支援事業助成開始通知書(様式第3号)をもって事業者に送付するものとする。

(変更・廃止の届出)

第8条 交付対象者又は介護者等は、次の各号のいずれかに該当する場合は、富谷市認知症高齢者等GPS機器利用支援事業異動(変更・廃止)届(様式第4号)により、速やかに市長に届け出なければならない。

(1) 申請内容(交付対象者の状況、介護者等の状況、契約内容その他市長が必要と認める事項)に変更があったとき。

(2) 交付対象者が転出又は死亡したとき。

- (3) 第2条に規定する要件に該当しなくなったとき。
- (4) GPS機器の契約内容、契約先又は通信費の支払先を変更したとき。
- (5) その他の理由により、GPS機器を使用しなくなったとき。

(補助停止通知)

第9条 市長は、前条の届出を受理した場合、もしくは前条の届出がなく、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、富谷市認知症高齢者等GPS機器利用支援事業助成停止通知書(様式第5号)により、交付対象者及び事業者に対し、助成の廃止又は中止を通知するものとする。

- (1) 交付対象者が転出又は死亡したとき。
- (2) 第2条に規定する要件に該当しなくなったとき。
- (3) その他の理由により、GPS機器を使用しなくなったとき。

(実績報告)

第10条 事業者は、毎月、交付対象者を明記したサービス提供実績報告書及び請求書を、翌月10日までに市長に提出しなければならない。

2 事業者は、当該事業者が当該年度内にサービス提供を行った交付対象者の氏名、利用期間、補助対象経費及び補助金額を記載した一覧表を、翌年度の4月10日までに市長に提出しなければならない。

(返還)

第11条 市長は、申請者又は事業者が、偽りその他不正又は不適切な行為により補助金の交付を受けたと認めるときは、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(実施期間)

第12条 この要綱の実施期間は、令和13年3月31日までとする。

(書類の保管)

第13条 事業者は、関係書類を補助金の交付を受けた年度の翌年度から起算し5年間保管しなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

(附則)

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。